

# 模擬裁判を活用した法教育実践研究

— シナリオにもとづいた模擬裁判と司法の原則の認識について —

中 平 一 義 \*

(平成28年6月8日受付, 平成28年12月6日受理)

## Study on Law-Related Education that take the Mock Trial : Understanding the child's judicial principle by mock trial based on the scenario

NAKADAIRA Kazuyoshi \*

In this paper, study on the law-related education. In particular, it is to verify the effect of the mock trial learning. Here, ability that you want to put on themselves to children, systems understanding of the court, understand the importance of recognition of facts for the judgment, the principle of presumption of innocence, and the like the role of the court to ensure human rights. In order to understand the difficulty of recognition of facts, it was prepared the situation is in the mock trial. The children decided to judgment after a mock trial. An analysis of the reasons and thoughts of the judgment, the children by performing a mock trial in the above capacity. Mock trial has utility in children to understand the principles of justice such as the presumption of innocence.

Key Words : Law-related Education, Mock Trial, Presumption of innocence

### 1. はじめに

本稿の目的は、模擬裁判を活用した法教育<sup>(注1)</sup>実践の効果について検証することである。特にシナリオにもとづいた模擬裁判を行うことにより、子どもたちが司法の原則をどのようにして認識することができるのかを検証するものである。

土井真一(2009)<sup>(1)</sup>によれば、従来の憲法教育の改善を目的として<sup>(注2)</sup>、あるいは司法制度改革により裁判員制度が導入されたことなどが契機となり法教育に関する研究実践が行われている。そこには、法務省法教育研究会が作成した報告書『はじめての法教育』<sup>(2)</sup>が大きな影響を与えた。同報告書には、法教育の授業案やワークシートが記載されており、それをもとに学校で法教育が実践されている。

また、2008(平成20)年改訂の小学校および中学校の学習指導要領<sup>(3)(4)</sup>には、法教育に関する内容が記載された<sup>(注3)</sup>。現在は教師、研究者、さらには法曹関係者・団体などが法教育に関する日々の研究実践や研究セミナー<sup>(注4)</sup>などを開催している。このように、法教育の研究実践は学校現場を中心に、様々な場面で一定のひろがりを見せているのである。

### 2. 問題の所在

法教育の目的は、自由で公正な民主社会を形成し、その維持・発展を図ることである。そしてそのために必要

な法的な見方や考え方の基礎を子どもたちに習得させることである<sup>(5)</sup>。それは、一人ひとりが大切にされる社会の形成(個人の尊重)が達成されることを意味している。つまり、自分や他者を含めたすべてのものの自由や権利を尊重するとともに、その責任や義務を考えることができる資質の育成を目指しているのである。

そのような目的を持つ法教育では、さまざまな実践が行われている。その中に裁判員制度<sup>(注5)</sup>に関するものがある。裁判員制度に関する実践について、渡邊弘(2011)<sup>(6)</sup>や三浦朋子(2012)<sup>(7)</sup>は、いくつかの問題を指摘している。すなわち、「適正手続きの理念や被疑者・被告人の権利に対する認識の不十分さの問題」と「子どもたちが自ら導き出した評決に関する問題」である<sup>(注6)</sup>。

前者については、法に関する理解が不十分な教師が法教育を展開することにより生じる問題である。つまり、教師の法的な認識が不足しているために、授業の内容と実際の裁判が乖離してしまうことを意味する。例えば、適正手続きについて理解が不十分なまま裁判に関する授業が進行すると、子どもが被告人の人権を無意識のうちに侵害する可能性がある。確かに裁判をはじめとして法は難解な内容を含んでおり、事前に教師がすべて理解したうえで授業を行うことはその専門性や日々の公務の多忙さを考えると困難を伴うことが予想される。ただしこの問題は、法の専門家である弁護士などとともに授業をつくりあげることができれば、ある程度は解消される

\* 上越教育大学 (Joetsu University of Education)

ものと考えられる。

後者については評決を行う実践であることから、裁判員制度の実践の中でも特に模擬裁判学習に伴う問題である。そしてこの問題は、前者にも大きく関わるものである。ここでは、千葉大学教育学部附属小学校で行われた模擬裁判をもとに考察したい<sup>(注7)</sup>。この授業は、小学校4年生を対象とした模擬裁判である。学習方法は、まず強盗致傷事件の台本をもとに大学院生が模擬裁判を演じる。そこに小学生が裁判員として参加する。子どもたちは、はじめに個人で判決を考える。次に個人で考えた判決を班で話し合い、判決の妥当性を考察するという授業である。

授業者が定めたこの模擬裁判学習の目標は、「意見の変化を大事にしよう～話し合いで法律を学ぶ～」である。子どもたちが自ら考えた判決をもとに他者と話し合いを行い、その過程で他者の意見が正しいと思えば、柔軟に自らの意見を変える。最終的には誰もが納得するよりよい判決を導き出すことを目指すものである。しかし、話し合いがまとまらないときには多数決で決定する。なお、子どもたちには、判決を導き出すための3つの考える視点が示される。それは、子どもたちが決める判決が「被告人にとってどうか」、「被害者にとってどうか」、「世の中にとってどうか」という多方面への影響をふまえることである。さらに、子どもたちには判決を考える際に思い込みや推測ではなく、事実にもとづいて考えるように注意が与えられる。子どもたちがのぞむ模擬裁判の判決ははじめから有罪である。この授業における判決は、子どもたちが量刑の程度を選択することである。量刑の程度とは、A.「軽い、懲役3年（執行猶予5年）」、B.「やや重い、懲役3年（執行猶予なし）」、C.「重い、懲役5年（求刑どおり）」である。シナリオにもとづいて実施される模擬裁判の中で、子どもたちは被告人が厳しい生活環境におかれていたことを認識する。そこで情状酌量をすべきか否かを考え、上記のAからCを選択するものである。授業者は上記の3つの考える視点をもとにして子どもたちが考えることができたことを授業の成功とみている。加えて多くの子どもたちが、授業のはじめには裁判員になりたくないと考えていたが、最後には裁判員になってみたいと意識の変容が生じたことも授業が成功した結果であるとしている。

そもそも裁判は具体的な訴訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家作用である<sup>(8)</sup>。事実にもとづいて裁判が公正に行われることは、人権保障の確保のためには必要不可欠なものである。この授業に関して、裁判を教材としているからこそ事実認定を大切にすることは首肯できる。しかしながら、子どもが判決を導き出すことに関して、情状酌量を判断の足場におくことは、裁判そのものを理解することに有効なの

うか。なぜなら、この授業では司法の原則である無罪推定の原則は貫かれていないからである。事件に関わる事実の認識が既に有罪を前提としているからである。また、授業者が子どもの意識の変容を分析した際に、裁判員になりたい子どもが増加したことにも懸念が生じる。この授業を受けた子どもは、実際の裁判に臨む被告人に対してははじめから有罪の意識を持つことが危惧されるからである。

ところで模擬裁判学習で行われることがあるロールプレイングやシミュレーションという学習方法は、子どもの理解に有効に機能するという研究がある。例えばロールプレイングの有効性は、学習者が役割を演じながら体験することで、具体的状況を通して社会的事象や問題状況を理解できることにあるとされている<sup>(9)</sup>。シミュレーションについても、子どもの主体的活動の促進や学習内容の実感的な理解、社会的事象を構成している条件の構造的把握、現実世界の予測、さらには子どもの意思決定力の育成や興味関心の喚起などへの有効性が指摘されている<sup>(10)</sup>。井田仁康（2005）は、ロールプレイングやシミュレーションの有効性を次のように述べた<sup>(11)</sup>。教科書などによる与えられた分析や解釈でなく、自らが考えることができる主体的な分析解釈ができる。これは、子どもの価値判断や意志決定を促すことになるものである。さらに、井門正美（2011）は模擬裁判で学習者が役割を演じることを役割体験とし、その定義と機能を次のように述べた<sup>(12)</sup>。役割体験とは、役割を担うことによって対象の理解や問題の解決を図るための方法論である。その機能は、模擬裁判における公判や評議を通して、子どもが役割を演じることで裁判員とはどんな役割で、どんな知識や技能が求められているのかなどを体得的に理解していくものである。このように、ロールプレイングなどで子どもが模擬裁判を体験することは、その役割への理解が深まることが想定できるが今回の目的はそこではない。本授業は司法の原則理解を中心的な目的とした。特に、事実認定の困難さをすべての子どもに体験的してもらうことを組み込んだ。そのために教師がシナリオに基づいて模擬裁判を行い、子どもには裁判員として参加してもらった。その裁判員も実際の裁判とは異なり、被告人質疑などで裁判に参加する機会はない。よって役割としての裁判員そのものへの理解ではなく、司法の原則などの理解を目的とした。

### 3. 授業づくりの視点

では、先述の法教育の目的を達成するために、さらに模擬裁判という方法では司法の原則の何を学ぶことができるのだろうか。

執筆者は法教育の構造を、「ツールとしての法教育（以下では、ツールとする）」と「基本原理としての法教育（以

下では、基本原理とする)」に整理した<sup>(13)</sup>。ツールとは、法を使いさまざまな対立を解決に導き合意を形成するために必要な力を身につけることを目的とするものである。具体的には法の運用やシステムについて理解し、それらをもとにして法を「つくり・使い・判断する」ことができる力の育成を目指す法教育である。一方で、基本原理とは法教育を通して社会のしくみがどのような価値に基づいて形成されているのかについて学ぶことを目的とするものである。具体的には法の根底にある価値を学び、法の目的を理解する法教育である。法の根底にある価値とは、日本国憲法によってたつ価値、つまり「個人の尊重」である。そのような価値が、なぜ大切であるのか、どのようにして確かなものにするのか、本当にその価値は大切なものなのかを考えることができる力の育成を目指しているものである。価値観形成などの社会認識に関わる法教育である。このふたつの法教育の関係性は次のとおりである。ツールは基本原理の根底にある価値を獲得、発展させるための具体的方法を学ぶものである。ツールと基本原理のそれぞれの法教育は、必ずしもどちらかを先におこなわなければならないというわけではない。基本原理を基底におきつつも、それぞれが相互関連を持ち補完しあうものである。しかし、一方だけの法教育では不十分である。なぜなら、ツールのみに基づく法教育の展開は、現行法のみを唯一絶対のものとして考えて判断する可能性があり、社会の変化に対応しにくくなることが考えられるからである。他方で、基本原理のみに基づく法教育では、実際に何らかの対立が生じた際、具体的に解決する方法に見当がつかない可能性がある。したがってツールと基本原理は両方ともに重要な概念であり、それらは二者択一のものではなく、法教育の目標を達成するために相互関連を持つ必要不可欠なものである。さらに言えばこのツールと基本原理の法教育は、それらの相互作用により基本原理に込められた社会のしくみの根底にある価値を常に再確認し、必要があれば再構築することができる資質や能力の育成を目指しているものでもある。

では、このツールと基本原理の視点から考えた時に、模擬裁判で子どもたちは司法の原則の何を学ぶことができるのだろうか。ツールに関しては、その基礎として裁判員裁判（刑事裁判）のシステムとその働きについて学ぶことができると考えている。模擬裁判のシナリオとその進行により、実際の裁判と同じ流れをふまえることができるからである。さらに、教室内に法廷と同じ配置を再現することもできる。これにより、子どもたちは裁判がどのように行われているのかを認識できることが期待できる。次に、子どもが裁判員として模擬裁判に参加することができれば、評決を体験することになる。その効果として考えられることは、評決を行う上で事実認定の

重要性を認識することである。一方で、基本原理に関しては何を学ぶことができるのだろうか。シナリオの内容や授業の方法にもよるが、無罪推定の原則や利益原則などの司法の原則を認識できることにある。つまり、社会のしくみの一つである司法の根底に存在する原則を学ぶことができるのである。さらに、無罪推定の原則などをふまえることができれば、人権を保障する裁判の役割や公正な裁判の意義について認識することが可能であると考えられる。そこで、このツールと基本原理の視点にもとづいて模擬裁判学習の授業をつくり実施した。

#### 4. 授業の実際とその分析

本授業は、中学校3年生社会科（公民的分野）における政治（司法）に関する単元で実施したものである<sup>(注8)</sup>。2時間分（1授業50分）で行った。最初の時間は、模擬裁判と各個人が有罪か無罪を決定する評決まで行った。2時間目では、自分の判断をグループで共有した。その後、グループで意見をまとめて発表した。その発表内容に対して、授業者と弁護士が評価を行った。子どもたちはワークシートを活用しながら授業に取り組んだ。2時間分の学習指導案は後掲の資料に示したとおりである。なお、本稿は模擬裁判の効果を考察することを目的としたものである。実際の授業の際に使用した評価に関わる部分は本稿の目的と異なる内容であるために割愛した。

また、今回の模擬裁判の役割については次のようにした。子どもは全員が裁判員として参加した。裁判員以外の裁判官や検察官などは、すべて教師が演じた。その理由は、先述のように子どもたちに司法の原則や根底にある価値を理解してもらうためである。専門的な教育を受けた職業裁判官や法に携わる仕事をしている人に対して、一般の人々はそのような教育を受ける機会がないままに裁判員として判断をすることが考えられるからである。また、このような学習は子どもたちが将来、裁判員にならなくても様々な司法に関わる事象を報道等で存知するに視点を広く持つことにつながると考えられる。

この模擬裁判学習の中で、子どもたちは裁判員として有罪か無罪かを判断する。さらに、模擬裁判内でのある仕掛けを経た上で判断を再び吟味するのである。その吟味により、司法の原則を理解させることを目指した。

なお、授業分析の視点を次のようにした。第一に、子どもたちが裁判員として模擬裁判に参加することで、正確に事実をとらえ、自分なりに有罪か無罪の判断ができるのかである。第二に、模擬裁判の中のある仕掛けをふまえて、既に判断した有罪・無罪を司法の原則をもとに吟味することができるのかである。つまり、司法の原則をふまえて子どもの判断が質的に変化するのかといった思考の深化を分析する。分析の材料は子どもの発言とワークシートの記述をもとに行う。

(1) 授業の様子とその分析

－第1時「裁判員制度を体験し考える」

第1時のはじめに子どもたちに対して、これまでの司法の学習の続きとして模擬裁判の学習を行うことを伝えた。特に裁判員裁判を行うこと、子どもたちには裁判員として参加してもらうことを伝えた。模擬裁判に参加して、有罪か無罪かを判断することを確認した。難しく考えるのではなく、有罪か無罪かを判断する際に何が事実なのかを見極めるように伝えた。また、模擬裁判中はワークシートにメモを取ってもよいことを伝えた。なお、子どもたちにはシナリオを配布しなかった。模擬裁判の流れは実際の裁判のように行った。しかし、模擬裁判の途中に現れる難解な用語については、裁判長の後方にあるスクリーンに説明文をのせた(図1)。ここでいう難解な言葉とは、下記の表1の模擬裁判の流れに示した裁判中に出てくる専門用語である。なお、裁判員以外の役は、それぞれに対してすべて教師が担当した。

表1 模擬裁判の流れ

①冒頭手続
・人定質問(裁判長から)
・起訴状朗読(検察官から)
・権利の告知(裁判長から)
・罪状認否(裁判長から)
(※ここで、第三者が裁判に侵入する)
②証拠調べ手続
・冒頭陳述(検察官と弁護人から)
・証人尋問(検察官と弁護人から)
・被告人質問(被告人に対して)
③論告・求刑, 最終弁論
・論告・求刑(検察官から)
・最終弁論(弁護人から)

子どもたちに対して授業の目的や概要をした後、少し間をおいた。教室全体が静かになったところで手を拘束された被告人が入廷した。それを見た子どもたちは、驚きの表情でありつつも真剣な面持ちであった。裁判長の入廷前に被告人の拘束を外した。裁判長が入廷すると進行役の授業者が、「起立、礼、着席」と号令をかけた。それからは、後掲の資料に示したシナリオに沿って模擬裁判が進行した(注9)。

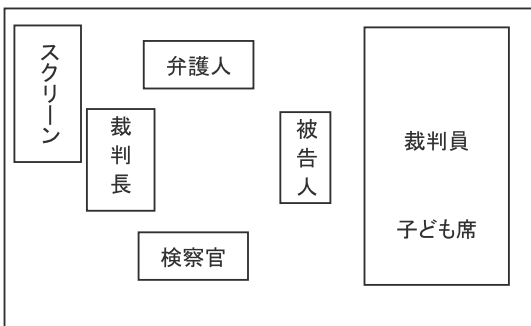


図1 模擬裁判配置図

人定質問では、裁判長から被告人に対して、氏名、生年月日、職業、住所などが確認された。

起訴状朗読では、検察官が公訴事実を読み上げた。子どもたちの様子はセリフを聞きながらメモを取るものと、模擬裁判に見入っているものがあった。

次に、裁判長から被告人に対して権利の告知がされた。黙秘権の説明は既習事項であったが、スクリーンに説明文を載せた。さらに、罪状認否があり被告人は自らの無実を主張した。

ここで、第2時で大きなポイントになる仕掛けを入れた。模擬裁判中にもかかわらず唐突に授業に関係のない職員が教室の前に行き、書類を授業者に渡しすぐに教室から出るという行動をとった。授業者は子どもの意識をその職員に向けるために、模擬裁判を中断した。さらに書類を持ってきた職員に対して、裁判員役のすべての子どもたちに聞こえるように大きな声でお礼を述べた。この時点では、これら一連の出来事に対して授業者から子どもには何も触れないようにした。その後、何事もなかったように裁判を再開した。証拠調べ手続を行った。まず、検察官と弁護人が事件をどのように考えているか、これから証明しようとしていることは何かを主張するという冒頭陳述を行った。続けて証人尋問と被告人質問を、検察官、弁護人の双方から行った。

子どもたちは真剣にそれぞれのやり方でメモを取っていた。図2を参考にすると、子どもたちが箇条書きでメモをしている様子がわかる。特に、模擬裁判に登場する関係者の氏名や、事実認定に関わる被告人や証人の証言を記録している。模擬裁判を行うにあたり、子どもたちに予めシナリオを配布すべきか悩んだ。しかし、模擬裁判内での裁判官や被告人などのやり取りに注目をさせることを狙い、シナリオの配布はおこなわなかった。子どもたちが模擬裁判の展開を理解できるのか心配したが、図2のように詳細にメモを取ることができていた。

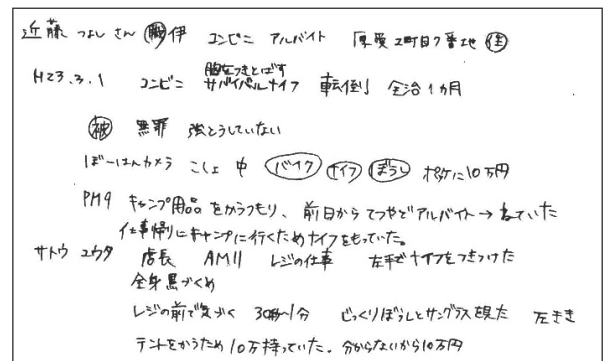


図2 模擬裁判中の子どものメモ

最後に論告・求刑と最終弁論を行い、検察官と弁護人がそれぞれの主張をまとめて述べた。ここで模擬裁判を終えた。子どもたちは授業者からの指示で、ワークシー

トの「事件の概要」, 「事実と思われる内容」, 「自分なりの有罪・無罪の判断とその理由」を記した。ここで第1時が終わった。

まず「事件の概要」をまとめた子どもの意見を参照する。子どもたちは、事件の発生場所（コンビニエンスストア）、凶器（サバイバルナイフ）、被害金額（現金10万円）、被害者が負ったケガの要因と程度（つきとばされた時、うしろのたなに頭をぶつけ全治一ヶ月のケガ）を理解していた。つまり、事件の概要がおさえられていたのである<sup>(注10)</sup>。

#### （「事件の概要」をまとめた子どもの意見）

- ・コンビニエンスストアでサバイバルナイフを店員につきつけ、鋭い声で「金をだせ」とおどし、レジを開けたところで、手で被告人をつきとばし、現金10万円を盗んだ。被告人は、つきとばされたとき、うしろのたなに頭をぶつけ全治一ヶ月のケガをした。

次に「事実と思われる内容」をまとめた子どもたちの意見を参照する。ここには子どもたちが、模擬裁判の中で事実だととらえた内容が記されていた。「被害者は、頭部にだぼくを負い、全治一ヶ月のケガをした。」という記述は、この事件の罪状に関わる事実である。また、事件当時の現場の様子や犯人の格好などにも着目していた。また、弁護人が指摘した物品（マスク）について記入している子どももいた。さらに、人定質問で明らかになった被告人の職業も把握することができていた。

#### （「事実と思われる内容」を記した子どもたちの意見）

- ・被害者は、頭部にだぼくを負い、全治一ヶ月のケガをした。
- ・被告人は、事件の時に犯人がつけていたマスクを持っていない。
- ・事件当時、防犯カメラは壊れていた。
- ・事件当時、全身黒の格好の男が来た。
- ・被告人はコンビニエンスストアで働いている。

最後に「有罪・無罪の判断」に関する子どもたちの意見を参照する。子どもたちは、それぞれに判断した根拠を示していた。「有罪と判断」した子どもは、「疲れていながらもキャンプに行くのはおかしい。」と記入していた。これは模擬裁判をよく聞き、検察官が指摘した視点を根拠にしていたことがわかる。その一方で、「無罪と判断」した子どもは「実際に顔は見えていない。」「マスクがみつからない。」などの事実を根拠としていた。このように、いくつかの事実関係をふまえて被告人が犯人であると決めつけることはできないと判断していた。なお、第1時の個人による「有罪・無罪の判断」では、無罪である

とした子どもの数が、有罪であるとした子どもの数よりも若干多くみられた。興味深いところは、「有罪と判断」した子どもの意見に、「店長の供述はあいまい。だが、カメラは故障していたため店長の記憶が正しい。」を根拠としたものがあり、一方で「無罪と判断」した子どもの意見に、「マスクとサングラスをしていたのに、店長が近藤さんを犯人だといった。しかし、実際に顔は見えていない。」を根拠としたものがあった。同じ事実とされた内容ではあるが、その捉え方によって、子どもの有罪か無罪かの判断にずれが生じていたのである。つまり、模擬裁判に裁判員として参加した子どもは、裁判内のやり取りから事実とされた内容を抽出することができたが、有罪か無罪かについては、抽出した事実を自らの経験や感覚と照らし合わせて判断していたと考えられるのである。

#### （「有罪と判断」した子どもたちの意見）

- ・店長の供述はあいまい。だが、カメラは故障していたため店長の記憶が正しい。
- ・夜遅くにテントを買うのちょっとおかしい。
- ・左利き、10万円、サバイバルナイフや帽子、サングラスを持っていた。身長も声もほぼ同じ。
- ・疲れていながらもキャンプに行くのはおかしい。
- ・被告人は発見当時、黒ずくめの格好だった。
- ・時間的に犯行が可能だから。

#### （「無罪と判断」した子どもたちの意見）

- ・マスクとサングラスをしていたのに、店長が近藤さんを犯人だといった。しかし、実際に顔は見えていない。身長が180cmの人なんてたくさんいる。
- ・ナイフを顔の近くに突きつけられていれば、どんなナイフなのかぼやけて見えないはずだ。
- ・犯人がしていたマスクがみつからない。

ここで第1時の授業についてまとめる。子どもたちは模擬裁判を裁判員として参加した。裁判員であるということは評決を行うということである。子どもたちは模擬裁判内のやり取りに注目し、事実の抽出を行った。子どもたちは手元にシナリオがないにもかかわらず、メモを取り自分なりの判断をすることができていた。

## （2）授業の様子とその分析

### －第2時「評決をするにあたり大切な概念を考える」

第2時のはじめに司法の原則を伝えた。それは「無罪推定の原則」と「利益原則」である。前者は「何人も有罪と宣告されるまでは、無罪と推定される。」である。後者は「疑わしいときは被告人の利益に。」である。この説明は弁護士が行った。具体的には「明確な事実をもとに裁判所で判決が示されるまでは、疑わしいだけでは罪を

犯したとは言い切れない。」ことを伝えた。それを受けて子どもたちは、グループごとに有罪か無罪かについて自分の意見と他者の意見をそれぞれの判断の理由とともに共有した。つまり、被告人を有罪と断定することができる確かな事実は何かを争点に再び議論を進めたのである。

司法の原則について説明を受けた後の、子どもたちが示した有罪か無罪かの判断の根拠は次のとおりである。

まず、子どもたちが有罪であると考えた理由は、「疲れているのに、そのまま帰らずにキャンプに行くのはおかしい。」「キャンプに行くのならば、他にも食料や、寝袋など必要なものを持っていくはず。」「いくらテントを買うからと言って、むき出しの10万円をポケットに入れておくのはおかしい。」「行動が不審だ。」であった。一方で子どもたちが無罪であると考えた理由は、「ナイフが同じものかどうか正しく判断できる証拠がない。」「マスクやサングラスをしていて、顔が見えないので確実に犯人だといえない。」「身長180cmぐらいと一瞬で見分けられるはずがない。」「確実な証拠がない。」「店長の証言があいまいだ。」「左手でナイフを持っていた。そして、右手で金を奪い左のポケットにお金が入っていた。右ポッケ

ットにお金が入っていないとおかしいのではないか。」であった。司法の原則を伝えても、有罪であると考えていた子どもは、自らの生活経験と比較しながら被告人の行動に疑いがあると判断したものが多くみられた。

一方で、無罪と考えていた子どもは、模擬裁判内での証言をもとに「明確な事実と確実な証拠」が存在しているとは断定できなした。これは、司法の原則をふまえて、それ以前の経験や感覚に基づく無罪の判断から、子どもの思考が変化したと考えられる。

次に、グループ内の意見をまとめて、そのグループごとに有罪か無罪かの評決を最も重視した理由とともに発表してもらった。表2がその結果である。個人の判断では有罪・無罪の数に大きな差はなかったが、グループでの話し合いの結果は、無罪の判断が大幅に増加した。これは第2時のはじめに、司法の原則を説明し子どもの判断が変化したことが影響したと考えられる。

各グループが発表した後に、それぞれの判断に対して授業者と弁護士でコメントをした。事実認定が困難な中でよく考え判断することができたことを評価した。

ここで、授業者が第1時に唐突に入ってきた職員について言及した。子どもたちに対して、入ってきた職員の性別や服装、体格、持ち物、その持ち物をどちらの手で授業者に渡したのかと子どもたちに質問した。子どもたちの中からは「女性だった。」や「眼鏡をかけていた。」「右手に緑色の書類を持っていた。」という声が上がった。そこで弁護士が「どのような緑色でしたか。その書類は緑一色でしたか。文字は書いてありましたか。」などの質問をした。緑色の書類を持っていたと答えた子どもは「薄い緑色だった。書類の上のほうだけが緑だったと思う。文字は読めなかった。」とした。さらに弁護士が「薄い緑とはどのような緑ですか。」と質問すると、子どもはうまく表現できなかった。そこで、模擬裁判前に撮影しておいたその職員の写真をスクリーンに写した。スクリーン上の職員は、確かに女性であった。眼鏡もかけていた。しかし、緑色の書類ではなく、青い本を持っていた。子どもたちからは「覚えていられないよ。」という声があがった。このような発言から、子どもたちはこの仕掛けにより人間の記憶の曖昧さを理解したものと考えられる。しかし、模擬裁判の評決に大きな影響を与えたのは人間の記憶にたよる目撃証言であった。この仕掛けを経て、子どもたちは模擬裁判のシナリオにある証人の証言の曖昧さに着目し、さらに司法の原則をふまえて無罪判断をしたことに自信を持ったのではないかと考えられる。子どもたちから、次のような発言があった。「私は店員の目撃証言が信用できるとは言い切れないから無罪にした。」である。これは、子どもには自らの基準で判断したものに司法の原則と仕掛けから新たな判断の足場が加わることになり、その結果として、子どもの思考が質的に変化し

表2 各グループの評決とその理由

1組1班	有罪	財布とは別にポケットにお金を入れているのはおかしい。キャンプに行くのにテントを持っていないのはおかしい。
1組2班	無罪	店長はナイフが近すぎて見えないはずなのに判断しているので、店長の証言が信用できない。
1組3班	無罪	声や身長の見証言はあいまい。身長も同じような人があるはず。
1組4班	無罪	人の目は正確ではない。証人の記憶が決定的ではない。
1組5班	無罪	顔、声、身長などの証人の証言があいまい。
1組6班	有罪	疲れていてキャンプにはいかない。10万円をもったまま寝ない。
2組1班	無罪	証人の証言があいまい。
2組2班	有罪	夜になってテントを買ってキャンプに行くのはおかしい。ポケットに入っていた金額が盗まれたものと同じ。
2組3班	無罪	確実に有罪とは判断できない。
2組4班	無罪	右手で取ったものは右ポケットに入れるはずだから、左ポケットの10万円はおかしい。
2組5班	有罪	働いてコツコツためたお金が10万円分の札なのはおかしい。コツコツとためたのならばコインであるはずだ。
2組6班	無罪	もし逃げるのならば、わざわざ公園ではなく、家に逃げるはずだ。

たことも考えられるのである。

一方で、「目撃証言は曖昧だから判断の材料に入れなかった。でも被告人の行動に不可解な点があるので有罪にした。そもそも、キャンプに行くのにテントを持っていないのはおかしい。」という発言もあった。これは、証言の曖昧さを認識しつつも、それを棚上げした判断を行ったということである。司法の原則に対する認識が、不十分であったことが考えられる。

授業では、有罪か無罪かについて全体で統一した結論を導きださなかった。授業の目的が先述の、ツールと基本原理、司法の原則を理解させることだからである。授業のおわりに、模擬裁判に協力していただいた弁護士に、実際にこの内容の裁判があったときには有罪になるのか、無罪になるのかをたずねた。弁護士は「目撃証言は曖昧だけど、被告人の行動や持ち物を考えると有罪になる可能性が高いと思う。」と述べた。そこで、この模擬裁判を見学に来ていた別の弁護士に同様の質問をした。すると、「これは、確実な証拠がないので無罪だと思います。」と述べた。二人の法律専門家の異なる考えを聞いた子どもたちは、驚きの声をあげていた。最後にワークシートに感想を書いてもらい、授業を終えた。以下が子どもたちの感想である。

#### (子どもたちの感想)

- 裁判では被告人が本当に犯罪をしたのかを決めて、有罪であれば罰を与えられてしまうため、事実を見極めるのがとても難しいことが分かった。また、被告人や被害者の将来に大きな影響を与えてしまうので、慎重に判断しなければならないとおもった。確実な証拠がなければ有罪にできないという考えはとても大切だと思った。
- 裁判の時点では被告人の人権もしっかりと守られていることが分かった。有罪か無罪かの判断はとても難しい。
- 裁判員制度を体験して、裁判の流れはものすごく淡々と行われると思った。
- ほかの人と意見をまとめることが難しかった。評決をするときには自分の意見をしっかり持つておくべきだと思った。同じ班の中で意見を変えない人がいたが、その人の意見のあいまいなところを指摘すると、簡単に意見を変えてしまった。説得することの難しさと怖さを感じた。
- 二人の弁護士が有罪と無罪と意見が分かっていたのが印象的だった。
- 冤罪を生み出したら怖いことだと感じた。だから慎重に判断しようと思ったが、決定的な証拠はなかったと考えたので、原則どおり疑わしきは被告人の利益にした。

- 人定質問をして本人確認をしなければならないなど、裁判はかなり丁寧に進んでいくものだと感じた。
- 今までテレビのドラマやニュースなどで、裁判の判決は簡単に出るものだと思っていたが違った。

第2時の授業では、子どもたちは無罪推定の原則などの司法の原則理解を行った。裁判において事実を正確につかむことの重要性を認識した。また、シナリオにおける目撃証言の曖昧さを、人間の記憶の曖昧さをもとに認識した。よって、事実の認識の困難さを認識することができた。付随的に、シナリオにおける弁護士の異なる見解を知り、裁判はそれほど単純ではないことを理解することができた。

#### 5. まとめと課題

法教育は、自由で公正な民主社会を形成し、その維持・発展を担う人の育成を目指している。本稿では、その学習方法のひとつである模擬裁判を行うことにより、子どもが事実を正確に抽出することができるのか、そして、司法の原則を理解し自らの思考を深めることができるのかについて授業分析をもとに検証した。授業づくりの前提として、法教育をツールと基本原理に分類した。模擬裁判により学ぶことができるツールの側面として、具体的には「法を使い判断する、裁判のシステムを理解すること」、「評決の難しさと事実認定の重要性を理解すること」を目的とした。一方で基本原理の側面として、「無罪推定」などの司法の原則を認識すること、それにより具体的には「人権を保障する裁判の役割や公正な裁判の意義を認識すること」を目的とした。

子どもが「法を使い判断する、裁判のシステムを理解すること」に関しては、教室内に法廷と同様の配置を行うことや、実際の裁判と同様のシナリオを用意して実施することにより可能であると考えられる。子どもたちの感想にも、「裁判はかなり丁寧に進んでいくものと感じた。」とあり、このような目的に対して模擬裁判の学習は一定の効果を持つと考えられる。

また、「評決の難しさと事実認定の重要性とその理解」に関しては、次のように考えられる。まず、子どもは模擬裁判から何とか事実であると考えられるものを抽出しようとしていた。そして、抽出した内容に基づいた判断を行った。しかし、その判断は子どもの経験や感覚が基準とされていたものもあった。そこで、「無罪推定」などの司法の原則を伝えた。子どもは司法の原則に基づいて、先ほどの判断を再吟味した。特に無罪の判断をした子どもは、確実性の欠如を根拠とした。さらに、模擬裁判内での記憶の曖昧さを体験的に理解する仕掛を経た。自らの経験や感覚に基づいて判断している子どもの中からも、

その感覚を疑いはじめるとともに司法の原則をふまえた判断を行うものも出た。つまり、子どもの思考が司法の原則などをふまえた結果として、質的に変化したことも考えられるのである。その後の子どもたちの感想では「事実を見極めるのがとても難しいことが分かった。」「決定的な証拠はなかったと考えたので、原則どおり疑わしきは被告人の利益にした。」と記されていたからである。また、「冤罪を生み出したら怖いことだと感じた。」「被告人や被害者の将来に大きな影響を与えてしまうので、慎重に判断しなければならないとおもった。」「裁判の時点では被告人の人権もしっかりと守られていることが分かった。」などの被告人の人権についてふれているものもあった。これは、「人権を保障する裁判の役割や公正な裁判の意義を認識すること」につながったものと考えることができる。

この模擬裁判の学習により子どもは、何を学ぶことができたのだろうか。まず、裁判は確実な事実を根拠にして判断をしなければならないことである。裁判の結果が、被告人や被害者の将来に大きな影響を与えてしまうからである。このような司法の原則に対する認識は、法教育の目的である「自由で公正な民主社会を形成し、その維持・発展を担う人の育成」に寄与するものであると考えている。なぜなら、そのような社会を形成しているひとつのツールが裁判だからである。さらに、この模擬裁判を通して、社会のしくみがどのような価値に基づいて形成されているのかという基本原理を認識することができるからである。

しかし、この模擬裁判を行うと、裁判員になりたいと考える子どもは少なくなるのかもしれない。それは、裁判が持つ原告や被告人に関わる人権保障に大きな影響を与えることの責任の重さを理解するからである。ただし、そのような理解は司法の学習である以上、不可欠なものであると考える。模擬裁判では子どもの興味や関心を高めることを授業の目的としたとしても、自分と他者との意見のぶつかり合いを授業の目的としたとしても没却してはならないことがある。それは、裁判では何を守っているのかを理解させることである。そしてそれは、本稿で示したように、ツールと基本原理の両側面を子どもに理解させることが大きな役割を持つと考えている。また、今回の模擬裁判で子どもは裁判員として参加したが、実際の裁判のように裁判内で質疑ができる機会が用意できなかった。より本来の裁判に近づけるのであれば、ロールプレイングなどの更なる活用が求められる。

本授業においては課題が残った。それは司法の原則を伝えても、それをもとに有罪・無罪の判断を再吟味しても、経験と感覚に基づく自らの判断をかたくなに変えない子どもの存在である。もちろん、自らの経験や感覚で判断

してもいい対立場面は、子どもたちの生活場面では存在することが考えられる。しかしながら、裁判という法に基づいた判断が必要な場面では、個人によって異なることが考えられる経験や感覚による判断では取り返しのつかないことも生じかねない。そこで、子どもに、法に基づく判断とそれ以外の判断の分離と連関による効果などを吟味させる必要があると考えている。つまり、何らかの対立に直面した子どもが、自らの経験や感覚による判断と、そこに法的なものを組み入れた判断とではどのような共通性や違いが生じるのかを吟味できる法教育実践の構想が必要であるということである。何らかの対立に対して、すべて法を適用すれば解決するというわけではない。一方で、経験や感覚で判断することにより誰かの権利がこぼれ落ちることも考えられる。それらの分離と連関に対する子どもの思考をひろげてく必要があると考えている。



**【資料】**

**(学習指導案) 第1時「裁判員制度を体験し考える」**

ねらい・学習活動等

**【ねらい】**

裁判員制度における評決の仕方や裁判の意義に対する関心を高め、それらを意欲的に追求させる。また、裁判員制度に関して理解し、知識を身につける。

**【1】 弁護士の紹介と授業の説明**

- ・ 弁護士紹介と二時間分の授業の概要を説明。
- ・ 前時までに学習した司法制度の中の刑事裁判を行うことを伝える。また、子どもたちには裁判員になったと仮定して評決を行うことを伝える。
- ・ 難しい法律を考えるのではなく、何が事実なのかを見極めることや、子ども同士での討論に主眼をおいていることを伝える。

**【2】 模擬裁判**

- ・ 裁判官、弁護士、検察官、被告人は授業者とは別の教師が行う。
- ・ 模擬裁判中は、授業者の教師と弁護士で適宜裁判を止め、難解な語句の説明や、裁判の流れを説明する。
- ・ 子どもはワークシート（以下では、WSとする。）に事実に基づく証拠と考えられるものなどをメモしながら裁判に裁判員として参加する。

(模擬裁判の流れ)

**①冒頭手続**

- ・ 人定質問（裁判長から）
- ・ 起訴状朗読（検察官から）
- ・ 権利の告知（裁判長から）
- ・ 罪状認否（裁判長から）

※ここで、唐突に職員が教室の前に行き、書類などを授業者に渡しすぐに教室から出る。子どもには特に何も触れないようにする。

**②証拠調べ手続**

- ・ 冒頭陳述（検察官と弁護士）
- ・ 被告人質問（被告人に対して）

**③論告・求刑、最終弁論**

- ・ 論告・求刑（検察官から）
- ・ 最終弁論（弁護士から）

**【3】 自分の意見をまとめる**

- ・ 評決を前に、裁判を見て事実に基づく証拠を見極めるとともに、有罪か無罪かを判断し、その理由とともにWSに記す。

**第2時「評決をするにあたり大切な概念を考える」**

ねらい・学習活動等

**【ねらい】**

裁判員制度における評決の仕方や裁判の意義について考察させるとともに、その過程や結果を適切に表現させる。  
裁判員制度における評決の仕方や裁判の意義に関して、有用な情報を適切に選択して読みとり、それを文章でまとめさせる。

**【1】 グループごとに話し合う。**

- ・ 前時で個人が考えた意見を合わせるまえに、無罪推定・利益原則についてWSを使って説明する。

**無罪推定の原則**

： 何人も有罪と宣告されるまでは、無罪と推定される。

**利益原則**

： 疑わしいときは被告人の利益に。

- ・ グループの意見をWSにまとめる。
- ・ グループごとに巡視し、子どもの意見が偏りそうなときは反対の方向からの意見を伝え、より考えを深めるようにする。

**【2】 グループの意見を発表する**

- ・ グループで討論して合意した意見を、その理由とともに発表する。
- ・ 理由については何を事実として判断したのか、有罪・無罪を決めるにあたって最も重視した内容を答えるようにする。

**【3】 まとめ**

- ・ 子ども達の評決の結果をふまえながらも、事実を認定することの難しさと、その重要性を確認する。

※先ほど唐突に入ってきた大人の服装や体格の質問を子どもにする。それにより目撃証言の曖昧さを確認する。

- ・ 無罪推定の原則と利益原則を確認する。
- ・ 自分の意見を持つこと、それを他人に伝え、話し合い合意に導くことが、裁判員制度だけでなく社会生活でも有効であることを伝える。
- ・ WSに感想を記入して提出する。

## (模擬裁判のシナリオ)

### ①冒頭手続

→刑事裁判の最初に行われるものである。人定質問・起訴状朗読・黙秘権の告知・罪状認否で構成される。

#### 授業者の進行

◎手を拘束された被告人が入廷する。拘束をはずされる。

◎裁判長が入ってきたら、『起立』、『礼』、『着席』。

#### 人定質問 (法廷に立っているものが、被告かどうかを確認する手続きである。)

裁判長：では、審理を始めます。あなたの名前をいってください。

被告人：近藤剛です。

裁判長：生年月日はいつですか。

被告人：昭和50年8月8日です。

裁判長：あなたの職業は何ですか。

被告人：職業は伊勢原市にあるコンビニエンスストアでアルバイトをしています。

裁判長：あなたの本籍はどこですか。

被告人：厚木市愛甲2丁目7番地です。

裁判長：現在の住所はどこですか。

被告人：厚木市愛甲2丁目7番地です。

#### 起訴状朗読 (検察官が起訴状を読み上げる。どのような犯罪について争うのかが明確になる。)

裁判長：では、検察官は起訴状を読み上げてください。

検察官：公訴事実。

被告人は、平成23年3月1日の午後11時ころ、厚木市愛甲3丁目3号にあるコンビニエンスストア店内で同店店長佐藤雄太に対して刃渡り15cmのサバイバルナイフを突きつけ、鋭い声で、「金を出せ」と要求し抵抗できなくなった佐藤がレジを開けたところ、佐藤の胸を片手でつき飛ばし転倒させ、現金10万円を奪い取った。

被告人は、このときの暴行により佐藤に頭部打撲など全治約1カ月のけがを負わせた。

罪名及び罪状。強盗致傷、刑法240条前段。

#### 権利の告知 (被告人には、黙秘権という裁判を通じて何も話さなくてもいい権利があることを伝える。)

裁判長：あらかじめ被告人には注意しておきます。被告人には黙秘権があります。答えたくない質問には答えなくてもかまいません。裁判の最後まで話さなくてもかまいません。話した内容は、被告人にとって有利、不利に拘わらず証拠として扱われる可能性がありますので気をつけてください。今の話しは分かりましたか。

被告人：はい。

#### 罪状認否 (冒頭手続きの終わりに、起訴状に書かれた犯罪を行ったかどうかを確認する。)

裁判長：先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容に間違いがありますか。

被告人：はい。あります。検察官のいっていることは全くの間違いです。私は無実です。強盗などしていません。

裁判長：弁護士はいかがですか。

弁護士：被告人と同じ意見です。被告人は強盗をしておらず無罪です。

### ②証拠調べ手続

→証言や物品、その写真などを確認するもの。冒頭陳述と証拠調べからなる。

#### 冒頭陳述 (検察官と弁護士が事件をどのように考えているか、これから証明しようとしていることを主張する。)

裁判長：検察官は冒頭陳述を行ってください。

検察官：被告人は、独身で、高校卒業後、職を転々とし、当時は、コンビニエンスストアでアルバイトをしていました。

被害者の佐藤さんは平成23年3月1日の午後11時頃に、厚木市愛甲3丁目3号にあるコンビニエンスストアのレジ付近で仕事をしていたところ、突然店に入ってきた男に刃渡り15cmのナイフを突きつけられ、鋭い声で「金をだせ」と言われました。刃物を突き付けられ、お金を出さないと殺されてしまうかもしれないと思った佐藤さんは、やむを得ず、レジを開けました。佐藤さんは、犯人から胸のあたりを強く突き飛ばされ、後ろに倒れ、レジの後ろの棚に強く頭を打ち付けてしまいました。犯人は、その隙に、レジからお金を掴みとり、走って店から出て行きました。犯人は身長180cmほど、帽子とサングラスをかけ、口元にはマスクをして、服装は全体的に黒っぽい色でした。なお、店の防犯カメラは故障中でした。後からレジの記録を調べたところ10万円分がその際にとられたことが分かりました。佐藤さんは、なんとか起き上がると、自分で警察に電話をかけ、その後、かけつけた警察官とともに病院へ行き全治1ヶ月の頭部打撲と診断されました。別の警察官がその後、犯人を捜したところ、コンビニエンスストアから伊勢原方面へ道なりに2kmいったところで不審なバイクを発見しました。これは事件発生から約10分後です。そのバイクの座席下には、刃渡り15cmのサバイバルナイフ、帽子、サングラスがありました。警察官は、すぐに付近の公園で黒いシャツに黒いズボンという格好で寝ている被告人を発見しました。不審に思った警察官が声をかけると被告人はすぐに目を覚ました。警察官が質問したところ、財布とは別に左のポケットの中に現金が10万円入っていました。被告人の自宅からその公園までは場所が離れていること、事件時間帯に付近にいたことなどから、被告人が犯人であると判断し、その場で被告人を逮捕しました。尚、犯人のものと思われる、バイク、ナイフ、帽子、サングラスは現在警察に保管されています。

裁判官：次に弁護士は冒頭陳述を行ってください。

弁護士：被告人はその日の午後9時に仕事を終えてから、24時間営業のディスカウントストアで趣味のキャンプ用品を購入しようと思

っていました。しかし仕事が長く体が疲れていたため、バイクを止め、近くの公園で休んでいました。前日から寝ずにアルバイトをしていたことから疲れてしまい、公園で寝てしまいました。そのときに警察官に声をかけられました。近くにあってバイクやナイフのことをきかれ、ポケットの中の現金をみせたところ、これは被害者からとったものだろうと一方的に決めつけられ、そのまま逮捕されました。このとき被告人が所持していた現金は、キャンプ用品を買うためのものであり、バイクにあったナイフなどは、仕事帰りにそのままキャンプに行くために所持していたものです。被告人は警察官に事情を説明しましたが取り合ってもらえずに、ろくに話をきいてもらえないまま起訴されてしまいました。被告人は決して犯人ではありません。

裁判官：検察官は、証拠について説明して下さい。

検察官：まず、1番目の証拠は、佐藤さんが警察に出した被害届です。1万円札10枚、合計10万円が奪われたことが書かれています。2番目の証拠は、佐藤さんの怪我の診断書です。3番目の証拠は、被告人が持っていたお金です。被告人は、すべて1万円札で10枚、合計10万円のお金もっていました。4番目は、被告人のバイクにあった、刃渡り15cmのサバイバルナイフ、5番目は、被告人のバイクにあった帽子とサングラス、6番目は、逮捕の場所、逮捕の日時、被告人が黒っぽい上下の服を着ていたことを示す写真付きの警察官作成の報告書です。1万円札を被告人に示します。この1万円札10枚は、誰のものですか。

被告人：私のものです。

検察官：サバイバルナイフ、帽子、サングラスを示します。これは誰のものですか。

被告人：私のものです。

裁判長：以上で冒頭陳述を終わります。次に、証人尋問をおこないます。証人は証言台について下さい。

証人尋問（事件について知りえた事実を述べること。）

裁判長：それでは、証人として佐藤雄太さんから話を聞きます。佐藤さんには、嘘を言わないという宣誓をしてもらいます。宣誓書を読み上げて下さい。

佐藤：良心に従って真実を述べ、なにごとくも隠さず、偽りを述べないことを誓います。

裁判長：今宣誓してもらったとおり、質問には記憶のとおり答えて下さい。わざと嘘をいうと、「偽証罪」という罪で処罰されることがあります。では、検察官どうぞ。

検察官：あなたは、厚木市愛甲3丁目3号にあるコンビニエンスストアで店長をしていますね。

佐藤：はい。

検察官：あなたは、平成23年3月1日、午後11時頃は、何をしていましたか？

佐藤：コンビニでレジの仕事をしていました。

検察官：そのとき、どのようなことが起こりましたか？

佐藤：全身黒づくめの男がレジのところに来て、突然ナイフのようなものを私に突きつけました。

検察官：その男は、何と言いましたか？

佐藤：恐ろしい声で、「金を出せ」といいました。

検察官：あなたはどう感じましたか？

佐藤：殺されるかもしれないと恐ろしくなって、すぐにレジを開けてしまいました。

検察官：その後どうなりましたか？

佐藤：その男に胸を突き飛ばされて、後ろに倒れてしまいました。

検察官：その男はどうしましたか？

佐藤：レジからお金をとって逃げていきました。

検察官：いくら取られたのですか？

佐藤：後で記録と照らし合わせてみて、1万円札10枚、ちょうど10万円取られたことが分かりました。

検察官：どのように逃げていきましたか？

佐藤：倒れて頭を強く打ってしまい、起きあがれなかったので、自動ドアの音などで店から出たのは分かりましたが、その後どうしたのかは分かりません。

検察官：怪我はどのぐらいの重さだったのですか？

佐藤：すぐに警察の方と病院に行って、全治1ヶ月と診断されました。

検察官：その犯人の男は、この法廷にいますか？

佐藤：はい、そこに座っている被告人です。

検察官：どうしてそう思うのですか？

佐藤：立ち上がったときの背の高さや、顔の感じなどで、そう思いました。

検察官：犯人は、当時、どのような格好でしたか？

佐藤：黒っぽい…上着は黒っぽいトレーナーのようなもの。黒い帽子と、黒いサングラス、マスクをしていました。

検察官：サバイバルナイフを示します。これに見覚えはありますか？

佐藤：はい、私に突きつけられていたナイフだと思います。あ、そういえば、犯人は、左手でナイフを突きつけてきました。

検察官：サングラスと帽子を示します。これに見覚えはありますか？

佐藤：どちらもその時に犯人がつけていたものに似ていると思います。

検察官：犯人についてどう思いますか？

佐藤：もの凄く怖い思いをしましたし、事件の後、怪我で仕事が出来ず、大変な損害を被りました。出来る限り厳しく処罰して欲しいです。

検察官：以上で終わります。

裁判長：では、弁護士どうぞ。

弁護士：あなたは、犯人が店に来たことにいつ頃、気がつきましたか？

佐藤：細々とした雑用をしていましたので、犯人がレジの前に来て初めて気がつきました。

弁護士：あなたが犯人に気がついてから、犯人が逃げ出すまで、どれぐらいの時間でしたか？

佐藤：もの凄くビックリして、怖かったので、長い時間感じられましたが…よく考えるとあっという間の出来事でした。たぶん30秒から1分ぐらいだと思います。

弁護士：ずいぶん短い時間ですね。先ほど、サングラスや帽子が、犯人のものに似ていると言いましたが、よく見ていたんですか？

佐藤：短い時間ですが、明るい店内で、じっくり見ていたので間違いありません。

弁護士：あなたが、ナイフを突きつけられたとき、ナイフの位置はどのあたりでしたか？

佐藤：もう、ナイフの先は、私の胸に刺さる直前、1cmあるかないかと言うところでした。

弁護士：あなたは、ナイフを突きつけられたと分かってから、犯人から目をそらしましたか？

佐藤：いえ、ナイフがいつ刺さるか心配だったので、犯人から目をそらさず、レジも手探りで開けたぐらいです。犯人はよく見ていたので間違いありませんよ。

弁護士：あなたは、先ほどナイフは犯人の持っていたナイフだと思うと答えていましたが、そんなに近くに突きつけられたナイフは、犯人の顔を見ながらだとよく見えないんじゃないですか？

佐藤：…いえ、とにかく、はっきり、覚えているんです！

弁護士：犯人は、マスクとサングラスで顔を隠していたようですが、どうして、それで、犯人が被告人だと言い切れるのですか？

佐藤：いや、なんとなく雰囲気…背丈もちょうど180cmぐらいですし、それから声も似ていると思います。

弁護士：事件の日、あなたに犯人は、「金を出せ」と怖い声を聞いたのですよね。

佐藤：はい。

弁護士：犯人は、他に何か話しましたか？

佐藤：いいえ。

弁護士：犯人は、怖い声で「金をだせ」といっただけですね。あなたは、犯人の声を少ししか聞いていない上に、今日は、被告人は、普通に話しているだけなのに、声が似ているかどうか判断できるのですね。

佐藤：…はい。

裁判長：これで、証人尋問を終わります。証人は退廷して下さい。

次に被告人質問をおこないます。被告人は証言台について下さい。

被告人質問（被告人に、事件について質問すること。証拠調べ手続き内で行われ、その供述や態度を証拠とできる。）

裁判官：弁護人は、被告人質問を始めてください。

弁護人：あなたは事件があったコンビニエンスストアに行ったことがありますか。

被告人：はい。私もコンビニエンスストアで働いているので、他店のことは気になりますから。

弁護人：事件当日あなたは何をしていましたか。

被告人：前日の深夜から仕事をしていて、終わったのは午後9時頃です。その後、キャンプ用品を買いそのままキャンプに行く予定だったのですが、仕事で疲れていたのが公園で休んでいました。

弁護人：仕事が終わってから一度、家に帰らなかったのはなぜですか。

被告人：家に帰るとディスカウントストアとは逆方向になってしまいます。ただとても疲れていたのが、このままでは事故を起こしてしまうと考え、公園で休んでいたところ寝てしまいました。

弁護人：警察官からはどのような声をかけられたのですか。

被告人：突然肩をつかまれて起こされました。そこで、「君、何でここに寝ているの？」、「そこにあるバイクは君のバイク？」、「バイクにナイフがあるけど何で声をかけられたか分かるよね。」など矢継ぎばやに聞かれました。

弁護人：警察官から声をかけられたときに持ち物は見せましたか。

被告人：はい。警察官から「ポケットの中を見せて、やましいことがないなら見せられるでしょ。」と言われ見せました。

弁護人：左のポケットに財布とは別に10万円を持っていたのはなぜですか。

被告人：キャンプ用品を買うためです。テントを購入しようとしていました。

弁護人：そうですか。ところで、あなたが持っていた10万円はどこで手に入れたものですか。

被告人：アルバイトをしてコツコツためたものです。

弁護人：以上で終わります。

裁判長：では、検察官は質問してください。

検察官：あなたは、なぜ午後11時という遅い時間に公園にいたのですか。

被告人：仕事に疲れて休んでいました。

検察官：午後9時に仕事を終え、いったん家に帰ればよいじゃないですか。

被告人：家とディスカウントストアは逆方向ですし、はやくテントが欲しかったのです。

検察官：10万円も大金を持っていた理由はなぜですか。

被告人：先ほどもいったように、テントを買うためです。

検察官：テントを購入されるのですか……でも、バイクで運ぶのですか。

被告人：そうです。バイクです。

検察官：そのディスカウントストアではテントはおいくらなのですか。

被告人：わかりません。

検察官：分からないのに買いに行くのですか。そのままキャンプに行く予定だったのですよね。

被告人：分からないから10万円を持っていたのです。

検察官：そうですか。では質問を変えます。あなたは左ポケットに10万円を入れていたのですよね。

被告人：はい左側です。左利きなので。

検察官：ナイフはなんのために持っていたのですか？

被告人：だから、テントを買ってそのままキャンプに行く予定だったのですよ。キャンプで使うつもりでした。

検察官：以上で、終わります。

裁判長：以上で被告人質問を終わりにします。

### ③ 論告・求刑、最終弁論

論告・求刑（検察官は事件をどう考え、どのような証拠から被告人が有罪と考えているのか、どれくらいの刑罰にするのがふさわしいのかについて意見を述べる。）

裁判長：では、論告・求刑を行います。検察官どうぞ。

検察官：はい。被告人が犯人であることは以下に述べる理由からあきらかです。

まず、逮捕時に被告人が所持していた金額は、被害者が奪われた金額と同じ10万円であるということです。さらに、その10万円の内訳は、1万円札が10枚と、犯人がコンビニエンスストアから持っていったものと同じです。被告人が逮捕された場所は、犯行が行われたコンビニエンスストアから2kmしか離れておらず、また、逮捕された時刻は、犯行時から約10分後ですから、本件犯行と被告人は強いつながりがあると考えられます。また、被害者の証言では、犯人の黒っぽい服装、帽子、刃渡り15cmナイフなどは、被告人が逮捕時に着用していたものや、被告人が所有するバイクの座席下にあったものと一致します。また、左利きという特徴も一致します。また、被告人は、仕事帰りに、バイクでテントを購入しそのままキャンプに行く予定だったと言っています。しかし疲れてしまったので公園で寝たそうです。公園で寝てしまうほど疲れている人がキャンプに行くのでしょうか。そもそも、キャンプが趣味である人がテントを持っていないというのはとても不思議なことです。被害者が確認した犯行道具を被告人が所持していたことから、被告人が犯人であることには疑いがありません。

最終弁論（弁護人が、被告人は無罪であると主張したり、被告人は犯行を認めている場合は、反省しているのが刑の軽減を求めたりする。今回は被告人が犯行を否定しているが無罪を主張する。）

裁判長：それでは、弁護人は最終弁論を行ってください。

弁護人：はい。被告人は、犯人ではなく、無罪です。この事件では、被告人と犯人を直接結びつける証拠はありません。

犯人は、サングラス、マスクをしていたので、被害者は被告人の顔を直接見たわけではありません。被害者は黒っぽい服装を目撃していますが、黒っぽい服装など日本中にありふれています。事件現場と被告人が逮捕された公園は2kmも離れています。また、被告人が持っていた現金については、まじめにアルバイトをして、趣味のキャンプのために貯めたお金です。犯行に使われたものと似ているナイフや帽子があったといいますが、それらはすべてキャンプでの必需品です。また、被告人の持ち物には、犯人がしていたというマスクはありませんでした。以上のように、直接、被告人と犯人を結びつける証拠は何もなく被告人は無罪です。

－ 注 －

- 1 法教育は、「法関連教育」や「法に関する教育」、「法やまじりの教育」などの呼称が存在するが、本稿では法教育に統一して使用する。
- 2 法務省法教育推進協議会の初代座長である土井真一は、法教育は憲法教育の活性化であるとした。法教育を行うことで憲法が基礎とする「個人の尊重」や「法の支配」の原理を、従来の憲法教育の成果よりも子どもたちが理解し身につけることができるとした。なお、その教育内容として、民法や刑法などの子どもにとってより身近であると考えられる法を取り込むこととした。しかし、自由で公正な民主社会を担う人の育成に伴う憲法教育の内容や方法は、個人の価値選択に関わる教育であることから議論が分かれるところでもある。その考察は、今後別の論文で分析を示すことにするが、差しあたり以下の論考が参考になる。教育法や憲法との観点から論じたものとして、戸波江二「教育法の基礎概念の批判的検討」、戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』エイデル研究所、pp.18-70、2006。価値教育の観点から論じたものとして、中西新太郎「価値形成の自由と公教育の役割－価値教育をめぐるの一試論」全国民主主義教育研究会編『立憲主義と法教育 民主主義教育 21 Vol.2』同時代社、pp.144-148、2008。法教育と憲法教育の観点から論じたものとして、斎藤久「法教育と規範意識」日本教育学会年報 39 号、有斐閣、pp.135-143、2010。
- 3 例えば『小学校学習指導要領解説 社会編』の「第 3 節 第 6 学年の目標と内容、2 内容 (2)」の（内容の取扱い）には、「国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心を持つようにする。」と示されている。同様に、『中学校学習指導要領解説 社会編』公民的分野の「2 内容、(3) 私たちと政治、イ民主政治と政治参加」の（内容の取扱い）には、「裁判員制度にも触れながら国民の司法参加の意義について考えさせ、国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に国民の視点、感覚が反映されることになり、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせることが大切である。」と示されている。しかしながら、子どもたちが国民としてどのような視点を持って裁判を理解する必要があるのかについては言及されていない。本授業は、『中学校学習指導要領解説 社会編』公民的分野の目標 (4)「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力を育てる。」をふまえて、子どもたちが模擬裁判を題材として学習することにより、事実を正確

にとらえ司法の原則に基づいて公正に判断することができる力の育成を目指したものである。

- 4 例えば日本弁護士連合会は、教師のための法教育セミナーを毎年開催している。日本弁護士連合会 HP (<http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2016/160528.html>) を参照。(最終閲覧日：2016 年 4 月 19 日)
- 5 ここで示した裁判員制度学習とは、模擬裁判だけでなく、裁判員制度に関わるすべての学習である。なお、法教育が司法制度改革の影響を受けていることから、裁判員制度に関わる数多くの実践が存在する。例えば、東京都教育委員会『「法」に関する教育カリキュラム、第 3 章指導計画例』、pp.46-47、2011 などがある。
- 6 他にも、「模擬裁判の傾向が参加意識中心の目標設定に陥るという問題」、「裁判員制度そのものの是非を問う視点の欠如。裁判員制度の必要性を子どもたちに考えさせる機会が保障されているか否かという問題」、「裁判員制度の意義を選挙の意義と同様のものと捉える。さらに、司法と民主主義的決定システムを同様のものと捉えるという問題」、「模擬裁判学習で行う裁判の種類は適切かという問題」が存在する。本稿では模擬裁判の学習による子どもの意識の変容を分析することから、ここで示した問題を解決することについては別の論文で行うこととする。
- 7 この授業の内容、シナリオ、子どもの感想、教師の感想は、法教育推進協議会第 8 回（平成 18 年 7 月 24 日実施）資料を参照。法教育推進協議会 HP ([http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou\\_houkyo\\_kyougikai\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html)) を参照。(最終閲覧日：2016 年 4 月 19 日)
- 8 本授業は、2011 年 9 月 29 日（木）に、神奈川県厚木市立東名中学校において、執筆者（同校教諭（当時））と村松謙（横浜弁護士会（当時））弁護士により、同校 3 年生全 57 名（男子 32 名、女子 25 名）を対象に行われた授業である。概要は「中学校社会科（公民的分野）における法教育実践研究－模擬裁判学習の効果的な方法－」、『教育実践記録集』第 40 集、厚栴教育研究所、pp.11-12、2013 を参照。なお、横浜弁護士会（当時）は、現在、神奈川県弁護士会と名称を変更している。
- 9 シナリオはこの授業のために執筆者が作成したオリジナルのものであるが、作成に当たって、大村敦志監修『ロースクール性が、出張教室。法教育への扉を叩く 9 つの授業』、商事法務、2008 年を参考にした。なお、法的内容などについては、村松謙弁護士の協力を受けて作成した。このシナリオに登場する人物、場所、事件の内容はすべて架空のものである。本稿では、子どもたちが手元にはないシナリオをどのように理解し、司法の原則を認識したのかを検証するものである。そのため本稿の最後の【資料】にシナリオを全文掲載した。
- 10 本稿中の子どもの意見に関する下線部はすべて執筆

者が引いた。

－文 献－

- (1) 土井真一「法教育の基本理念－自由で公正な社会の担い手の育成」, 大村敦志/土井真一編著『法教育のめざすもの－その実践に向けて－』商事法務, pp.3-28, 2009
- (2) 法務省法教育研究会『はじめての法教育－我が国における法教育の普及・発展を目指して』ぎょうせい, 2005
- (3) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版, 平成20年8月
- (4) 文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』日本文教出版, 平成20年8月(平成26年1月一部改訂)
- (5) 土井, 前掲書, pp.3-28
- (6) 渡邊弘「「国民の司法参加」「裁判員制度」の教育をめぐる課題」憲法理論研究会編『憲法理論叢書⑩ 政治変動と憲法理論』敬文堂, pp.153-165, 2011
- (7) 三浦朋子『司法制度改革の進展を背景とした学校教育の現状と課題－法務省作成教材「ルールづくり」と「模擬裁判」の分析を通して』千葉大学教育学部研究紀要第60巻, pp.9-17, 2012
- (8) 芦部信喜, 高橋和之補訂『憲法 第六版』岩波書店, pp.336-337, 2015
- (9) 日本社会科教育学会編『新版 社会科教育事典』, ぎょうせい, pp.246-247, 2014
- (10) 日本社会科教育学会, 前掲書, pp.244-245
- (11) 井田仁康『社会科教育と地域～基礎・基本の理論と実践～』NSK 出版, p.239, 2005
- (12) 井門正美『役割体験学習論に基づく法教育 裁判員裁判を体感する授業』現代人文社, p.15, 2011
- (13) 本稿は法と教育学会第3回学術大会(2012年9月2日)における発表「法教育と裁判員制度(模擬裁判)－中学校社会科(公民的分野)で, できること, できないこと」(村松謙と発表)に加筆したものである。また, 拙稿「法教育と裁判員制度学習－“基本原理”と“ツール”からの考察」全国民主主義教育研究会編『民主主義教育21』Vol.21, pp.94-101, 2013を参照。なお, ここでは模擬擬裁で扱うべき法的観点を分析, 考察している。それに対して本稿は, 子どもの司法の原則に対する認識について, 発言やワークシートの記載内容や感想から実証的に分析したものである。